

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ プロモーションゾーン利用要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ（東京都港区新橋1丁目11番7号 新橋センタープレイスビル内）（以下、「アンテナショップ」という。）に設置するプロモーションゾーンの利用について必要な事項を定め、当該ゾーンの利用を促進して鳥取県及び岡山県の物産、観光等の振興を図ることを目的とする。

(利用範囲)

第2条 プロモーションゾーンは、アンテナショップ1階の別図に示す区域とする。

- 2 プロモーションゾーンを利用する場合、作業場も併せて利用することができるものとする。ただし、当該利用に際して必要となる設備は、原則として、利用者が用意するものとする。
- 3 利用可能な時間は、原則として、午前10時から午後6時まで（準備、後片付けの時間は除く。）とする。また、1回の利用期間は、原則として7日以内とする。

(利用目的)

第3条 プロモーションゾーンは、次に掲げる催事を開催するために利用するものとする。

- (1) 鳥取県若しくは岡山県において製造・加工された商品又は両県内において生産された農林水産物を主たる原材料として県外において製造・加工された商品（食品、民芸品等）を販売するもの（以下、「物産販売」という。）。
- (2) 鳥取県又は岡山県の観光地等をPRするなど物産販売を伴わないもの（以下、「観光・物産PR」という。）。
- (3) 鳥取県内又は岡山県内の学校等の体験学習として利用するもの（以下、「体験学習」という。）。

(利用の禁止)

第4条 鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会会長（以下、「会長」という。）は、前条に規定する利用目的であっても、次に掲げる者に対してはプロモーションゾーンの利用を禁止するものとする。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54条。以下、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 暴力団関係者（条例第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）

(利用手続)

第5条 プロモーションゾーンの利用については、あらかじめ鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会事務局と日程を調整の上、原則、利用日の前月20日までに、様式第1号の申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。会長の定める日から日程調整はできることとし、申し込みに必要な書類は、次に定めるとおりとする。

区分	申込時提出書類
(1) 鳥取県、岡山県及び両県内の市町村、経済団体、農林水産業団体若しくは観光団体が主催又は共催する催事の場合	様式第1号-1 様式第1号-2（商品販売等のある場合のみ）
(2) 前号以外の催事の場合	様式第1号-1 様式第1号-2（商品販売等のある場合のみ） 別紙（暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書）

- 2 利用者は、プロモーションゾーンの利用後速やかに、様式第2号の報告書を会長に提出しなければならない。

(利用料)

第6条 プロモーションゾーンの利用に当たっては、利用者は、次に定める額の利用料をアンテナショップの物販店舗の運営事業者（以下、「運営事業者」という。）に支払わなくてはならない。

- (1) 物産販売の場合：1日あたり2,000円
- (2) 観光・物産等PRの場合：なし
- (3) 体験学習の場合：なし

(利用上の注意事項)

第7条 プロモーションゾーンの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会事務局の職員（以下、「事務局職員」という。）の指示に従うこと。
- (2) アンテナショップ物販店舗の一部を利用することとなるため、運営事業者の営業の妨げにならないよう注意すること。
- (3) 会長が承認した利用目的及び利用方法以外では利用しないこと。
- (4) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) プロモーションゾーン及びその附属設備を毀損し、又は汚損しないこと。
- (6) 喫煙、過度の飲酒、その他他者に迷惑をかけるおそれのある行為又は公の秩序を乱し、若しくは善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
- (7) 利用後は、必要に応じて片付け、清掃を行い、利用に伴って発生した廃棄物は適正に処理し、利用前の状態に復した上で、プロモーションゾーンの管理に当たる事務局職員の確認を受け、その指示に従うこと。
- (8) 食材・食品を販売・提供する場合の衛生管理については、運営事業者の指示に従うこと。
- (9) その他プロモーションゾーンの適正な利用・管理を図るため、事務局職員の指示に従うこと。

(利用停止)

第8条 会長は、利用者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、プロモーションゾーンの利用の承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。

- (1) 虚偽又は事実と異なる内容の申込みにより、第5条第1項の承認を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく、利用日に利用料を支払っていないことが判明したとき。
- (3) 前条各号に掲げる事項を遵守しないとき。

(賠償責任)

第9条 利用者は、プロモーションゾーンの利用に当たり、その施設設備を毀損し、又は汚損したとき、その他鳥取県、岡山県、運営事業者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 その他プロモーションゾーンの利用に関し必要な事項は、本利用要領に基づき、会長又は鳥取県若しくは岡山県が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月26日から施行する。

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。